

報告第36号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第25号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月27日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和5年10月27日 午後2時55分

2 事故発生の場所

つくば市春日二丁目44番1

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

つくば市道5-1132号線において、道路法面から道路上に張り出した雑木により、相手方車両左側のフロントフェンダー及び助手席ドアを損傷させたもの

5 損害賠償額

金27,398円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金27,398円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。